

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、その方の1年間のすべての所得金額から所得控除額を差し引いた残りの金額（課税される所得金額）に税率を適用して、税額を計算します。

1 納める額は

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額}$

課税される所得金額
(1,000円未満の端数切捨て)

例 「課税される所得金額」が650万円の場合の税額
 $6,500,000 \text{円} \times 20\% - 427,500 \text{円}$
 $= \underline{872,500 \text{円}}$

課税される所得金額	税率	控除額
1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

2 申告と納税は

所得税は、1年間の所得金額と納めるべき税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に申告し、納税することになっています。この申告を「確定申告」といいます。

確定申告書の作成には、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」をぜひご利用ください。自宅で簡単に申告書が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ〔<https://www.nta.go.jp>〕やe-Tax ホームページ〔<https://www.e-tax.nta.go.jp>〕をご覧ください。

●確定申告をしなければならない方

(1) 一般の方の場合

所得金額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、及び年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方（控除しきれなかった外国税額控除の額、源泉徴収税額または予定納税の額がある場合を除きます。なお、この取扱いには確定申告書の提出期限が令和4年1月1日以降となる確定申告書について適用されます。）

なお、公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

(2) 給与所得がある方の場合

給与所得者は、年末調整によって所得税額の精算が行われますので、一般的には確定申告の必要はありません。ただし、次のような方は確定申告をしなければなりません。

主な例 ①給与の収入金額が2,000万円を超える方

②給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

③給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額が20万円を超える方。

●確定申告をすると所得税が還付される場合は

給与所得がある方で、確定申告をする義務のない方でも、一定の条件を満たせば、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

主な例 ①マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 ②1年間に多額の医療費を支払った場合
③災害や盗難にあった場合 ④年の途中で退職し、再就職していない場合

●税額控除

配当控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除、外国税額控除等がありますので、くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。

●復興特別所得税

基準所得税額×2.1%

■課税対象年分 平成25年から令和19年までの各年分

■基準所得税額 その年分の所得税において、外国税額控除を控除する前の所得税額